

岡山県遊泳用プール指導要領

第1 目的

この要領は、多数の人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から、遊泳用プールの水質基準、施設基準、維持管理基準等に関して、衛生上必要な事項を定め、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「遊泳用プール」（以下「プール」という。）とは、水を貯留して多数の人に遊泳させる施設であって、プール本体の水の容量の合計がおおむね100 m³以上の施設をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校に設置するプールについては適用しない。
- 2 この要領において「プール水」とは、プール本体（これに類する施設を含む。）に貯留されている水及び循環ろ過装置等を経て浄化され、プール槽に供給される冷水又は温水をいう。

第3 遵守義務

- 1 プールを設置しようとする者又はプールを設置した者は、第5から第7までに規定する水質基準、施設基準、維持管理基準等を遵守しなければならない。
なお、プール本体のプール水の容量の合計が100 m³に満たないものであっても、これらの基準に合致することが望ましい。
- 2 プールの安全に関しては、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）を遵守しなければならない。

第4 設置等の届出

- 1 プールを設置しようとする者は、プール設置届（様式第1号）によりあらかじめ当該プールの所在地を所轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出なければならない。
なお、この要領の施行の際現にプールを設置している者は、プール使用届（様式第1号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。
- 2 プールを設置した者（以下「設置者」という。）は、届出事項に変更があったときは、プール変更届（様式第2号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。
- 3 設置者は、プールを廃止したときは、プール廃止届（様式第3号）により速やかに保健所長に届け出なければならない。

第5 水質基準

- 1 プール水の水質基準は、次のとおりとする。
 - (1) 水素イオン濃度は、pH 値 5.8 以上 8.6 以下であること。
 - (2) 濁度は、2 度以下であること。
 - (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12 mg/L 以下であること。
 - (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L 以上であること。また、1.0 mg/L 以下であることが望ましいこと。
 - (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は 0.1 mg/L 以上 0.4 mg/L 以下であること。また、亜塩素酸濃度は 1.2 mg/L 以下であること。
 - (6) 大腸菌は、検出されないこと。
 - (7) 一般細菌は、200 CFU/mL 以下であること。
 - (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね 0.2 mg/L 以下が望ましいこと。
- 2 水質基準に係る検査方法は、次のとおりとする。
 - (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
 - (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。
- 3 その他
 - (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用するものであること。
 - (2) 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができる場合には、1の(4)及び(5)に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。

また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

第6 施設基準

- 1 プール設備の構造基準は、次のとおりとする。
 - (1) プール本体
 - ア コンクリートその他の不浸透性材料で作られていること。
 - イ 容易に給排水及び清掃することができる構造であること。
 - ウ 周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
 - エ 遊泳者の見やすい場所に適当な数の水深表示がなされていること。

(2) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間を設ける等の措置を講じた構造とすること。

イ 常に新規補給水量及び時間当たりの循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(3) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤を用い、連続注入できる消毒設備を設けること。

イ プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように、注入口数及び注入位置を調整するとともに、有効な消毒効果が得られるよう必要な設備を設けること。

ウ 二酸化塩素で消毒を行う場合の設備は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものとする。

エ オゾン発生装置は、循環設備におけるオゾン注入位置が、ろ過器又は活性炭吸着装置の前にある構造とすること。

(4) 浄化設備

ア 循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。

イ 循環ろ過装置の処理水量は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し、少なくとも1時間当たり6分の1以上を処理する能力を有し、遊泳者数が最大時においても浄化の目的が達せられるよう十分な処理能力を有すること。

また、夜間に浄化設備を停止するプールにあつては、少なくとも1時間当たり4分の1以上の処理能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましいこと。）。

また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(5) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水及び床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であつて、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

2 付帯設備の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 洗浄設備

ア シャワー等の洗浄設備を設けること。

- イ 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等遊泳者が遊泳前に洗浄できる構造とすること。
 - ウ 容易に排水ができる構造設備とすること。
 - エ 洗浄設備で用いた水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。
- (2) うがい設備並びに洗面設備，洗眼設備及び上がり用シャワー
- ア プールサイドには，うがいができ，遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。
 - イ 洗面及び洗眼ができる設備並びに遊泳者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設けること。また，これらは，衛生的な管理ができ，かつ，衛生的に使用できる設備とすること。
 - ウ 遊泳者の数に応じて，便利な位置に必要な数を設置すること。
 - エ 飲用に適する水が供給されるものであること。
- (3) 更衣室
- ア 男子用及び女子用に区画し，双方及び外部から見通すことができない構造とすること。
 - イ 遊泳者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。
- (4) 便所
- ア 男子用及び女子用に区画し，利用者数に応じた適当な数を設け，かつ，水洗式の構造設備とすること。
 - イ 床は，コンクリートその他の不浸透性材料を用い，水が滞留しない構造とすること。
 - ウ 衛生的管理が容易に行える構造設備で，専用の手洗い設備を設けること。
- (5) くずかご
- 適当な場所に必要な数を備えること。
- (6) 換気設備
- ア 屋内プールには，換気設備を設けること。
 - イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準に規定する空気中の二酸化炭素の含有率の基準（0.1%以下）を維持できる能力を有すること。
 - ウ 吸気の入入口は，できるだけ清浄な外気を取り入れることができる位置に設置し，排気口は，取入口との距離を十分とる等効果的な換気が行える位置に設置すること。
- (7) 照明設備
- 屋内プール又は夜間使用する屋外プールには，プール水面及びプールサイドの床面において照度を100ルクス以上に保つ照明設備を設けること。
 - ただし，水中照明を設けたり，出入口や水深等の表示及び付帯設備が見えるようにする等プール内及びプールサイドの管理が十分に講じられている場合はこの限りでないこと。
- (8) 消毒剤等保管管理設備

消毒剤その他の薬品及び測定機器等を適切に保管管理するための設備を設けること。

また、保管管理の設備は、施錠可能な設備が望ましい。

(9) 採暖室等

採暖室及び採暖槽を設ける場合には、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

3 適用除外

海水又は温泉水を原水として利用するプールであって、常時清浄な用水が流入し、清浄度を保つことができるものである場合は、1の(3)及び(4)の規定の一部を適用しないことができるものとする。

第7 維持管理基準

1 管理責任者及び衛生管理者の設置は、次のとおりとする。

- (1) 設置者は、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理及び運営を確保するため、管理責任者を置くこと。
- (2) 設置者は、プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。
なお、衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有する者であること。
- (3) プールの規模等の実情に応じて管理責任者と衛生管理者は同一の者が兼ねても差し支えないこと。

2 プール水の維持管理基準は、次のとおりとする。

- (1) プール水は、常に消毒するとともに、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (2) 浮遊物等の除去等により、プール水を第5の1の水質基準に定める水質に保つこと。
- (3) プール水の温度は、原則として22℃以上とし、均一になるよう配慮すること。
- (4) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあつては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあつては水温が高めの時期とすること。）を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。
- (5) 遊泳者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- (6) 水質検査結果が基準に適合していない場合の措置は、次によること。

ア 水素イオン濃度，濁度，過マンガン酸カリウム消費量，一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は，補水，換水，循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

また，一般細菌及び総トリハロメタンについては，特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。

イ 遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lを下回った場合には，一時遊泳を中止し，塩素剤の追加等を行い，遊離残留塩素濃度が0.4 mg/L以上であることを確認し，遊泳を再開すること。

ウ 大腸菌が検出された場合は，速やかに遊離残留塩素濃度を測定し，その濃度が0.4 mg/Lを下回った場合にはイの措置を講じ，再度大腸菌の検査を実施し，陰性を確認すること。

また，0.4 mg/L以上であった場合には，大腸菌の由来等を検討し，ろ過の改善等必要な措置を講じた上で再検査を実施し，陰性を確認すること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については，「塩素剤」とあるのは「二酸化塩素」と，「0.4 mg/L」とあるのは「0.1 mg/L」と読み替えるものとする。

この場合において，二酸化塩素濃度が0.4 mg/Lを超えたとき，又は亜塩素酸濃度が1.2 mg/Lを超えたときは，二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(7) 水質検査の試料採水地点は，長方形のプールではプール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20 cm及び循環ろ過装置の取入口付近を原則とするが，その他の形状のプールでは，これに準じ，プールの形状に応じて適切な地点を選定し行うこと。

3 プール本体，付帯設備及びその他の設備の維持管理基準は，次のとおりとする。

(1) プール本体の維持管理は，次によること。

ア 入替え式プール（プール水の浄化を，一度にプール水の全量を排水し，その後水を張ることにより行うもの）は，少なくとも5日に1回，プール水の全量を入れ替えること。

また，利用の状況等によっては，これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。

イ 全換水時には，汚染物を換水後のプールに移行させないよう必ず清掃するとともに，日頃から藻の発生防止に努めること。

ウ 1年のうちの一定の期間に使用するプールには，使用開始前及び使用終了後において，十分な清掃，設備の点検及び整備を行うこと。

エ 年間を通じて使用するプールは，随時，清掃及び設備の点検整備を行うとともに，必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(2) プールサイド，更衣室（ロッカーを含む。），便所その他利用者が使用する設備は，毎日1回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

(3) 消毒設備の維持管理は，次によること。

ア プールに使用する消毒剤は，他の薬剤と混和しないよう適切に管理する

- とともに、その使用量及び使用方法は、適切に行うこと。
- イ 消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を生ずる恐れがないよう適切な管理をすること。
- ウ 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (4) 浄化設備の維持管理は、次によること。
- ア 原則として1日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。
- イ プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄な状態を保つこと。また、新規補給水量を把握し、新規補給水量と循環水の割合に注意すること。
- ウ オーバーフロー水をプール水として再利用する場合は、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- エ 浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- (5) シャワー水（上がり用シャワー水を含む。）等に用いる洗浄水については、遊泳者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- (6) プール水及びシャワー水等の排水に当たっては、環境保全にも十分配慮すること。特に、高濃度の残留塩素を含む排水に留意すること。
- (7) 屋内プールの空気環境の維持管理は、次によること。
- ア 空気中の二酸化炭素の含有率が0.15%を超えないこと。なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日におけるプールの使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- イ 上記検査を2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- ウ 上記検査の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75 cm以上150 cm以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。
- エ 施設の構造及び規模に応じて測定点を適宜増やすこと。
- (8) 遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (9) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他の異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。
- (10) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備を設置している場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして、適切に管理すること。
- その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 利用の管理は、次のとおりとする。

(1) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者又は遊泳が悪影響を及ぼすおそれが明らかである者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳をさせないこと。

(2) 単独でプールの利用が困難な者は、付添者を求めること。

(3) 水質の維持管理等の参考とするため、常に利用者数を把握すること。

(4) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。

また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(5) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(6) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのあるものをプールに持ち込ませないこと。

なお、飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合、プールを汚染しないようにさせること。

(7) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

第8 その他の措置

1 プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。

2 水着、その他直接肌に接するもので遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用するものについても、必要な衛生的管理を行うこと。

3 プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに保健所長に報告すること。

4 プールにおいて事故が発生したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、速やかに保健所長に報告すること。

第9 検査

保健所長は、第4の届出があったとき、又は必要があると認めるときは、その職員にプールに立ち入り、構造設備、帳簿書類及び維持管理の状況等について検査させるものとする。

第10 改善指導

保健所長は、この要領に定める規定に適合しないと認められるときは、公衆衛生上必要な措置を講ずることを指導するものとする。

第11 設置票等

- 1 保健所長は、プール設置票（様式第4号）を整理保管するものとする。
- 2 保健所長は、第9の規定による検査の結果をプール立入検査票（様式第5号）に記入するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に設置されているプールについては、第5に規定する施設基準及び第6に規定する維持管理基準の一部を当分の間適用しないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年5月27日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に設置されているプールについては、第6に規定する施設基準及び第7に規定する維持管理基準の一部を当分の間適用しないことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成20年6月5日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要領の施行の際現に設置されているプールについては、第6に規定する施設基準及び第7に規定する維持管理基準の一部を当分の間適用しないことができる。